

自衛消防活動中核要員 該当対象物一覧

建物の用途、規模及び収容人員等により自衛消防活動中核要員を置くことが義務づけられています。
(火災予防条例第55条の5第1項)

号数	用途	主な用途	自衛消防活動中核要員が必要な建物	必要人数の算定基準 (1未満の端数は切り上げる)	
①	(16の2)項	地下街	床面積の合計3,000㎡以上	特定用途	5人 <small>(※)共同住宅部分は除く 地下街は床面積の合計</small>
②	(5)項イ	旅館、ホテル	延面積3,000㎡以上		
③	(2)項	キャバレー、遊技場	延面積3,000㎡以上かつ収容人員300人以上		
	(3)項	飲食店			
④	(4)項	物品販売店舗	延面積5,000㎡以上		
⑤	(1)項	劇場、映画館、公会堂、集会場等	延面積10,000㎡以上又は収容人員2,000人以上		
⑦	(6)項イ	病院、診療所	延面積10,000㎡以上かつ収容人員500人以上	特定用途	5 + $\frac{(\text{延面積}(\text{※}) - 10,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}}$ 人 <small>(※)共同住宅部分は除く 地下街は床面積の合計</small>
⑨	(16)項イ	複合用途(特定用途含む)	①～⑧に該当するもの又は延面積10,000㎡以上 <small>(共同住宅部分は除く) 小規模特定用途複合防火対象物を除く。 小規模特定用途複合対象物は(16)項口の基準と同じ</small>		
④	(12)項	工場、作業所等	延面積5,000㎡以上	非特定用途	5 + $\frac{(\text{延面積}(\text{※}) - 30,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}}$ 人 <small>(※)共同住宅部分は除く</small>
⑥	(13)項イ	車庫、駐車場等	延面積10,000㎡以上		
⑧	(15)項	事務所等	延面積30,000㎡以上		
⑩	(16)項口	複合用途(非特定用途のみ)	④、⑥、⑧に該当するもの又は延面積30,000㎡以上(共同住宅部分は除く)		

号数	用途	必要な建物	必要人数の算定基準 (1未満の端数は切り上げる)	号数	用途	必要な建物	必要人数の算定基準 (1未満の端数は切り上げる)
⑪	①～⑩以外の高層建築物	延面積20,000㎡以上(共同住宅部分は除く)	特定用途 延面積(※)20,000㎡を超える場合 $5 + \frac{(\text{延面積}(\text{※}) - 20,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}}$ 人 <small>(※)共同住宅部分は除く</small>	⑫	危険物施設等	同一敷地内の屋外タンク貯蔵場又は屋内貯蔵場の指定数量1000倍以上	$5 + \frac{(\text{指定数量の倍数} - 1,000)}{1,000}$ 人
			非特定用途 延面積(※)30,000㎡以下 5人 <small>(※)共同住宅部分は除く</small>			床面積の合計10,000㎡以下の場合	5人
			延面積(※)30,000㎡を超える場合 $5 + \frac{(\text{延面積}(\text{※}) - 30,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}}$ 人 <small>(※)共同住宅部分は除く</small>			床面積の合計10,000㎡を超える場合	$5 + \frac{(\text{床面積の合計} - 10,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}}$ 人

※「小規模特定用途複合防火対象物」とは、消防法施行規則第13条第1項第2号に定める「特定用途の複合用途防火対象物のうち、特定用途に供される部分の床面積の合計が延べ面積の10%以下かつ300㎡未満のもの」をいいます。

□の用途は、同一敷地内の同一用途を合算して、該当及び必要人数を判定します。

防火管理や自衛消防活動中核要員などに関する一般的なお問合せは
東京消防庁
火災予防(防火管理)コールセンター
受付：平日(土日、祝日、年末年始除く)の午前9時から午後5時まで
☎03-3253-0119



問合せ先



自衛消防活動中核要員

平成31年3月に必要人数の算定方法が改正されました

自衛消防活動中核要員は、人的な危険性が高い一定規模以上の建物等において、火災・地震などの災害が発生したときに**自衛消防活動の中心**となり、各種の活動を行う隊員をいいます。



自衛消防活動中核要員を適正に配置し、建物の安全を守りましょう!!

あなたの建物は…

火災予防条例第55条の5第1項第【 】号に該当し、配置が必要です。
(適用可能な特例 火災予防施行規程第9条の4の2第【 】号に該当。)

自衛消防活動中核要員が【 】人以上必要です。
現在、【 】人が不足しています。



東京消防庁

自衛消防活動中核要員の必要人数の改正概要(火災予防条例施行規則第11条の5)

自衛消防活動中核要員の必要人数の算定基準の見直しがなされ、**最少人数が7人から5人**になるとともに、用途ごとに異なる基準により加算していた人数が、**一定の面積ごとによる加算**に統一されました。これは消防用設備等の技術の進歩や規制の強化、近年の建物の実態等を考慮し、火災予防審議会からの提言を受け火災予防条例施行規則が改正されたものです。



一算定例一

建物の概要		改正前	★改正後
ホテル	延面積 8,000㎡	6+3=9人 (6人+3,000㎡以内ごとに1人)	5人 (10,000㎡未満)
病院	延面積15,000㎡ 収容人員1,000人	6+2=8人 (6人+500人以内ごとに1人)	5+1=6人 (5人+(延面積-10,000㎡)/10,000㎡)
事務所	延面積100,000㎡	6+10=16人 (6人+10,000㎡以内ごとに1人)	5+7=12人 (5人+(延面積-30,000㎡)/10,000㎡)
複合用途 (特定用途含む)	延面積200,000㎡	6+40=46人 (6人+5,000㎡以内ごとに1人)	5+19=24人 (5人+(延面積-10,000㎡)/10,000㎡)

-Q&A-

Q. 中核要員は常に建物の中に勤務していなければならないの？

A. 常に勤務している必要はありませんが、中核要員が不在となる場合は、**中核要員から教養を受けた代行者を配置する**などとして、同様の活動ができるようにしておきましょう。

Q. テナントにも中核要員を配置する義務があるの？

A. 中核要員の配置は**建物全体のテナントを含むすべての管理権原者に義務づけられています**。防災センター要員や管理人など建物を管理する従業員だけで中核要員の数を満たせない場合には、**建物全体で協力し配置する必要があります**。

Q. 特例はないの？

A. 建物の規模や使用形態などの条件によっては、必要人員を減員できる場合があります。詳しくは、東京消防庁ホームページをご覧ください。(トップページ→安全安心情報→事業所アドバイス→自衛消防中核要員制度) <http://www.tfd.metro.tokyo.jp>

自衛消防活動中核要員の主な活動



自衛消防活動中核要員になるために

必要な資格

★ 自衛消防技術認定証

自衛消防活動中核要員になるためには、専門的な知識と高度な技術を有する「**自衛消防技術認定証**」の取得が必要です。

自衛消防技術試験に合格することで交付を受けることができます。

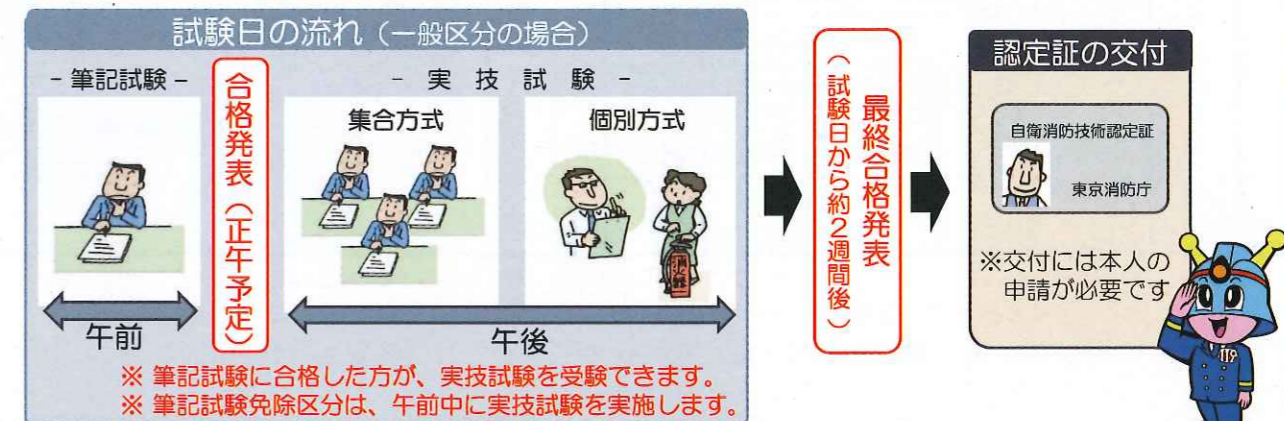


自衛消防技術認定証の交付を受けているとみなされる旧資格証

■ 自衛消防隊長講習修了証 ■ 自衛消防隊員講習修了証 ■ 消防警備業務技能認定証

自衛消防技術試験について

自衛消防技術試験は、**筆記試験**と**実技試験**があります



試験の申込み

東京消防庁管内の各消防署、消防分署又は消防出張所
◆ 月曜日から金曜日までの午前9時00分から午後4時30分まで(土日祝休日及び年末年始を除く。)

自衛消防技術試験に関することは…

東京消防庁ホームページをご覧ください。
(トップページ→試験・講習→自衛消防技術試験)

<http://www.tfd.metro.tokyo.jp>